

## 広島県農業会議第5回常任会議員会議議事録

1 日 時 平成24年8月17日(金) 13時30分から14時36分

2 場 所 広島市中区鉄砲町 広島県土地改良会館会議室

3 出席会議員(18名)

2番 梶原 安行	3番 山崎 昭弘	4番 倉本 寛	5番 加栗 建男
6番 片山 博	7番 河村 昇	8番 佐伯 知省	9番 石田 文雄
10番 中谷 憲登	11番 徳永 邦雄	12番 宮脇 勝博	13番 重本 貞雄
14番 小泉 俊雄	15番 下垣 雅史	17番 安井 裕典	18番 藏田 義雄
19番 中村 雅宏	20番 山崎 逸郎		

4 欠席会議員(1名)

5 審議事項

第1号議案 農地法第4条第3項の規定による諮問について

第2号議案 農地法第5条第3項の規定による諮問について

6 情報交換

(1) 全農広島県本部 JA西日本営農技術センターについて

7 県及び市町農業委員会職員出席者

(1) 広島県

農林水産局農業技術課	主 幹	橋本 義彦
農林水産局農業技術課	専門員	大瀬戸啓介

(2) 市町農業委員会

広島市農業委員会	主 査	稲田 雅之
三原市農業委員会	農政係長	山崎 雅樹
尾道市農業委員会	専門員	大木原 健
福山市農業委員会	調整員	西山 和昭
庄原市農業委員会	主 任	岸 泰弘
安芸高田市農業委員会	専門員	安田 勝明
安芸太田町農業委員会	主任主事	今田 淳

8 広島県農業会議

事務局長	小林 修二
農地相談員	江上 正一
総務課長	高橋 誠
業務課長	龍尾 満弘

## 9 議事内容

小林事務局長

ただ今から、平成24年度第5回常任会議員会議を開会いたします。  
開会にあたり、藏田会長がごあいさつを申し上げます。

藏田会長

皆さま、こんにちは。お盆の本当にお暑い中を本日お集まりいただきまして、また第5回の常任会議員会議を開催させていただくことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。

去る8月2日に開催しました第94回総会につきましては、全ての提出議案につきまして議決を賜りまして、また副会長の選挙等につきましても、皆さまの話し合いで円満に人選をいただきましたことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。

農業委員会系統組織におきましては、8月から11月を「農地パトロール月間」といたしまして、農地の利用状況調査を実施することとしております。農業委員が現場を目で見て確認し、遊休農地や違反転用などの早期発見と是正指導による解消を目指すものです。

この調査結果につきましては、農地基本台帳への確に記載していただくとともに、特に遊休農地の所有者等に対する指導等に関する情報は、今年度の国の目玉施策である「人・農地プラン」の作成・実行においても大いに活用していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、調査の実施にあたりましては、農業委員会の活動をアピールするため、農地パトロール3点セット（マグネット版、農業委員会腕章、農業委員キャップ）の着用等をお願いします。

1号会議員の皆様には大変な作業になりますが、よろしくお願いいたします。

今年の夏もまだまだ暑い日が続いておりますが、調査員の健康管理には万全を期していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、農業団体の皆様にも、各市町で「ひろしま・地域の農地と担い手を守り活かす運動」の一環として実施しております農業委員会の農地パトロールへのご支援・ご協力をお願いしたいと思います。

さて、本日の会議は、広島市ほか17市町の農業委員会会長から諮問のありました農地法第4条、5条関係について、ご審議をいただきます。

そのほか、情報提供としまして「全農広島県本部 J A西日本農業技術センターについて」を予定しております。

どうぞ皆様方には慎重なるご審議をいただきますようお願い申し上げ、開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。

小林事務局長

ありがとうございました。

ここで、新たに常任会議員にご就任いただきましたので、ご紹介いたします。

2号会議員であります広島県農業協同組合中央会の徳永 臺雄様、また4号会議員から、広島県信用農業協同組合連合会の重本 貞雄様にご就任されました。

ここで、お二人からごあいさつをいただきます。

徳永会議員

貴重な時間を頂戴いたしまして、ごあいさつを申し上げたいと思います。

常任会議員の2号会議員ということで就任させていただきました。農業の現状につきましても非常に厳しいものがございまして、これから常任会議員、大変重要な役割だと思っております。全力を挙げて頑張りたいと思いますので、どうか皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げます、ごあいさつに代えたいと思います。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

重本会議員

先般の総会で互選をいただきました4号議員の重本でございます。

現在、全国的に農地の流動化、活性化等が言われております。これに向かって、われわれも微力ではございますが、市をはじめ、活発な討議をいたしておるところでございます。皆様の援助をいただきまして、この会についてご支援ご協力をいたしたいと、また私の能力の限りで、皆様方にご指導させていただきたいというふうに思っております。

どうかよろしくお願いたします。

事務局

ありがとうございました。

それでは、これより会議に入ります。

事前に送付しております資料は、資料1の8ページ、安芸高田市農業委員会の2番、転用計画の欄で「進入」とありますが「進入路」です。訂正をお願いいたしま

す。

次に9ページの安芸太田町農業委員会の1～3番の砂利採取用地への転用ですが、調査結果欄に「砂利採取許可見込み」が入っておりません。ご記入をお願いいたします。

もう一点、事前発送としてお送りしております調査表の中で、1,000㎡未満の第4条調査表で、神石高原町の調査表が漏れておりました。申し訳ございません。資料3として提出しておりますので、よろしくをお願いいたします。

それ以外は、ご持参いただいた諮問資料が正本となります。

会則第37条の規定によりまして、会長に議長を務めていただきます。

藏田会長、どうぞよろしくお祈いします。

議長

それでは、私が議長を務めさせていただきます。

本日の出席会議員数を報告いたします。

常任会議員総数19名、うち本日の出席は18名です。

出席者が過半数に達しておりますので、本会議会則第32条の規定により、会議は成立いたします。

議事録署名者を私の方から指名いたします。●番の●●会議員様、●番の●●会議員様をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

これより審議に入ります。

今回、諮問のありました農地法関係議案の概要につきまして、事務局からご説明します。

事務局

今月分の諮問案件の概要を説明いたします。

資料4ページ上段の「総括表（県合計）」の全体集計分をご覧ください。

最下段「計」欄にありますように、延べで31、実18市町農業委員会から102件、57,042.23㎡、うち「4条」関係が14市町農業委員会から33件、10,313.15㎡、「5条」関係が17市町農業委員会から69件、46,729.08㎡となっております。

次に、5ページの「転用目的別一覧表」をご覧ください。

主要なものを見ますと、件数では「住宅」が48件で47.1%、次いで「その

他」が24件で23.5%、「駐車場」が15件で14.7%、「資材置場」が7件で6.9%、「商業用店舗」が5件で4.9%となっております。

面積では、「その他」が23,936.82㎡で42.0%、次いで「住宅」が17,662.41㎡で31.0%、「駐車場」が5,856.00㎡で10.3%、「資材置場」が4,808.00㎡で8.4%、「工場」が2,714.00㎡で4.8%となっております。

以上で「今月分の諮問案件」の総括説明を終わります。

なお参考までに、8月までの諮問件数、面積の対前年比は、件数で99.35%、面積で102.1%となっております。ほぼ昨年並みの状況でございます。

議長 　ただ今の事務局の説明について、皆様方の方からご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

常任会  
議員 　（質疑、特になし）

議長 　ご質問がないようですので、次に進ませていただきます。  
それでは、第1号議案「農地法第4条の規定による諮問について」を議題にいたします。

今回の議案については、説明案件がございません。

今回、諮問のありました案件は、32件の諮問を受けております。

これらについて、皆様方からご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

常任会  
議員 　（質疑、特になし）

藏田議長 　ご質問がないようですので、採決に入らせていただきます。  
第1号議案は「諮問のとおり許可されることに異議ない」旨、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

常任会 　（挙手）　【挙手の数の確認】

議員

議長

挙手全員でございます。よって第1号議案は「諮問のとおり許可されることに異議ない」旨、答申いたします。

続きまして、第2号議案「農地法第5条の規定による諮問について」を議題にいたします。

関係の農業委員会から、順次ご説明をお願いいたします。

それでは、三原市農業委員会からお願いいたします。

三原市  
農業委  
員会

三原市農業委員会です。

資料1の3ページ及び資料4の1ページをご覧ください。

1番と2番は同一案件のため、一括して説明します。

●●氏によります自動車整備工場用地への転用事案です。

申請人は、三原市●●町にて自動車整備業を営んでいます。

このたび、兄が社長を務め、将来、申請人の子どもが後継者となる工場の事業拡張に伴い、現在の工場は狭小のため、既存工場の隣接地に新たに工場及び車両置場を建設することになり、申請地を取得し転用しようとするものです。

申請地は、三原市役所●●支所から南西へ約4kmに位置する、河川と国道に囲まれた第2種農地です。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問いたしました。

尾道市  
農業委  
員会

尾道市農業委員会です。

資料1の4ページ及び資料4の2ページをご覧ください。

社会福祉法人 ●●会による公共施設への転用事案です。

●●会は、尾道市●●町に事務所を置き、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人デイサービス事業等の経営を行う社会福祉法人です。

このたび、特別養護老人ホームを拡張することになり、同一敷地内にあるデイサービス施設を特別養護老人ホーム用に改修して使用することになりました。このため、デイサービス施設を移設することになり、申請地を転用しようとするもので

す。

申請地は、●●地区として平成8年度から平成15年度にかけて実施された県営ほ場整備事業により整備された第1種農地ですが、土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区域と定められた区域内にある土地です。

特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人デイサービスのそれぞれの施設は、業務の性質上、すぐそばにあることが必要であり、やむなく既存施設が接する県道の向かい側を申請地として選定したものです。

本件は、農地法施行規則第37条第5号「土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区域と定められた区域内にある土地を当該非農用地区域に係る土地改良事業計画に定められた用途に供する行為」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。

なお、宅造許可については、担当部局から許可見込みとの判断を得ています。

福山市  
農業委  
員会

福山市農業委員会です。

資料1の5ページ及び資料4の3ページをご覧ください。

1番の案件について説明いたします。

株式会社●●によります、資材置場への転用事案です。

株式会社●●は、福山市●●町に事務所を置き、建築業及び不動産業を市内で行っています。

このたび、自社の資材置場が手狭となったため、新たに資材置場用地として申請地を取得するものです。

申請地は、福山市役所●●支所より西南へ2kmほどの所で、市道●●線沿いの第2種農地です。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問いたしました。

庄原市  
農業委

庄原市農業委員会です。

資料1の6ページ及び資料4の4ページをご覧ください。

員会

●●建設株式会社によります、建設工事用残土処分場への転用事案です。

●●建設株式会社は、市内●●町に本社を置く建設業者です。

このたび、平成22年7月の豪雨災害による災害復旧事業の工事の建設残土により、既設の残土処分場がいっぱいになったため、新たに残土処分場が必要となり、申請地を残土処分場として転用しようとするものです。

申請地は、庄原市役所●●支所より北へ約1.5kmに位置する第2種農地です。

被害防除措置として、処分場のステップ幅は1.5m以上でコンクリートU型水路を設置し、法面は種子又は芝により緑化し、また汚濁防止施設として沈砂池を設置する計画となっています。

農振農用地区域からは除外されており、土砂の適正処理に関する条例についても担当部局より許可見込みとの判断を得ています。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。

安芸高  
田市農  
業委員  
会

安芸高田市農業委員会です。

資料1の8ページ及び資料4の5ページをご覧ください。

1番の案件について説明します。

●●氏によります、農家住宅への転用案件です。

●●氏は、安芸高田市●●町に居住する農業従事者です。

このたび、国道54号線歩道拡張工事に伴う用地買収により自宅を移転することとなり、申請地に新たに農家住宅を建設するため転用しようとするものです。

申請地は、●●町●●地区として、昭和63年度から平成3年度にかけて実施された農村地域農業構造改善事業により整備された第1種農地です。

●●氏が所有する農地は第1種農地ばかりであり、適当な土地もないことから、やむなく自作地に近い親戚の本申請地を選定したものです。

本件は、農地法施行規則第33条第4号「周辺地域に居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

続いて、2番の案件について説明します。

資料1の8ページ及び資料4の6ページをご覧ください。

●●氏によります、農家住宅への転用案件です。

●●氏は、安芸高田市●●町に居住する兼業農家です。

譲渡人の農業後継者として家族とともに移住し、本年4月から譲渡人と同居していますが、現在の住居では手狭であることから、申請地に新たに住宅を建設するため転用しようとするものです。

申請地は、●●町●●地区として、昭和51年度から昭和61年度にかけて実施された県営ほ場整備事業により整備された第1種農地です。

譲渡人が所有する農地は第1種農地ばかりであり、他に適当な土地もないことから、やむなく譲渡人の住居に隣接する申請地を選定したものです。

本件は、農地法施行規則第33条第4号「周辺地域に居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

以上説明しました2件につきましては、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問いたしました。

なお、2件とも農振農用地区域からは除外見込みでございましたが、8月3日に除外となりました。

安芸太  
田町農  
業委員  
会

安芸太田町農業委員会です。

資料1の9ページ及び資料4の7ページをご覧ください。

1番～3番については同一案件ですので一括して説明します。

●●工業株式会社によります、砂利採取の一時転用事案です。

●●工業株式会社は、地元、安芸太田町に本社を置く砂利採取販売会社です。

このたび、申請地を借り受け砂利採取をしようとするものです。

申請地は、安芸太田町役場●●支所から南西へ約4kmの所に位置する農振農用地区域内の第2種農地です。

一時転用期間は3年間です。砂利採取後は農地に復元する計画です。

本件は農地法施行令第10条第1項第1号「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、農振法の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を生じるおそれがないと認められること」として、農振農

用地区域内農地の不許可の例外に該当します。

規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問いたしました。

なお、砂利採取計画については、担当部局から認可見込みとの判断を得ています。

議長

以上で、説明が終わりました。

ここで、常任議員による農地法諮問案件に係る事前現地調査といたしまして、農地法第5条の規定に基づき、庄原市と福山市農業委員会の転用案件について、7月12日と8月9日に、地元農業委員会会長の立ち会いのもと、現地調査を行いました。

その調査報告を、●●常任議員さんと●●常任議員さんよりお願いいたします。まず●●常任議員様、よろしく願いいたします。

●●常  
任会  
議  
員

失礼いたします。調査報告をいたします。

調査日は、先ほど会長からありましたように、7月12日の10時15分から、庄原市農業委員会の残土処分場についての調査をいたしました。

調査員としましては、府中市の●●会長さんと●●、立会人としましては、庄原市の●●会長さん、農業委員の2名の方、庄原市農業委員会事務局の局長さん、また広島県農業会議から●●事務局長さん、●●課長さん。この方々で調査にあたりました。

所在地としましては庄原市●●町、地目は畑1筆で、面積が13,272㎡です。区分としては第2種農地で、申請人は●●建設株式会社、残土処分場ということです。転用計画は処分場が9,500㎡、コンクリートで、先ほど担当者から申しあげましたようにU字型の水路を埋めて汚濁防止の池を作るということで計画されております。

残土処分地に対する転用の妥当性ということで調査をさせていただきました。

調査方法は、庄原市●●支所において概要の説明を受けた後に、現地に行き調査をいたしました。

申請地は、庄原市役所●●支所より北へ約1.5kmに位置し、国道●●号線より山側

に入った第2種農地です。

貸し手は、昭和45年に●●さんと親戚の方3名で●●三協農場を設立されました。当時、これは山でございまして開拓で、そこに酪農経営を始められたようです。現在は本人と母親の二人で乳牛34頭を飼育しておられます。

皆さんご承知のように、今は青草ではなく乾燥飼料ということで、この草地が割と役に立たなくなり、長くこれが雑地化しています。そこに●●建設さんから話がありました。転用する理由ですが、災害復旧工事の残土の処分場として、ここに使用貸借で埋めさせてくれないかということで転用計画が出されました。

申請地の選定理由ですが、周辺に悪影響はまったくありません。ご承知のように、ここは山の中で、コンクリートで水路を施設する。また沈砂池は、汚泥の池を作るということで承されていますので、転用計画及びこの選定は妥当と認められます。

なお、土砂条例は、許可見込みというふう聞いております。

●●常  
任会議  
員

資料5の3ページをご覧ください。

福山市農業委員会から提出されております第5条への案件に対します現地調査を、8月9日10時30分から実施しました。

調査員としまして、三原市農業委員会の●●会長さんと私、●●が実施をしました。立会人としましては、福山市農業委員会の●●会長さん、事務局の職員さん5名と、広島県農業会議の事務局、●●課長、●●課長の立ち会いをいただきました。

所在地ですが、福山市●●町で地目は田1筆です。面積は2,680㎡、第2種農地です。申請人は建設業、不動産業を営んでおります株式会社●●です。転用計画は、資材置場として真砂土、鉄筋等を置くということです。

調査理由は、資材置場への転用の妥当性についてです。

調査方法につきましては、10時30分から福山市役所●●支所で概要を聴取しまして、現地調査をさせていただきました。

調査結果です。申請地の状況は、福山市役所●●支所から西南へ約2kmに位置し、市道●●線沿いの第2種農地です。

転用理由です。申請人は福山市●●町に本店を置き、造成工事や建設工事を行っ

ております。土木資材・建築資材を置く場所が不足しているため、当申請地を譲り受けるものです。

申請地の選定理由につきましては、事務所からも近く、面積及び立地条件等において適している本申請地を選定したものです。

転用の妥当性ですが、本申請地の西側は宅地、東側には耕作されている水田がありますが、水利の関係は申請地に面した新川から水を引いているということで、なら耕作に支障をきたすような状況ではございません。

申請地の位置及び被害防除措置計画から見まして、周辺の農地に悪影響が生じるおそれはないということで、妥当ではないかと思わせていただきました。

他法令の状況等については、何もありませんでした。

なお、この図面にもございますように、現在は草が生えておりますが、約20cm程度盛り土をして使用するというこのようです。

議長

ありがとうございました。

ただ今、ご報告のありました案件と、それ以外の案件について、合わせて69件の諮問を受けております。

これらについて、皆様方からご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

●●常  
任会議  
員

●番、●●でございます。

資料5の3枚目、先ほどありました福山市農業委員会のところを調査したものです。これは、ごく単純なことだろうと思うのですが、字が間違っているのではないかと思ひましてお尋ねいたします。

ここ中の「所在地」をずっと行きまして、一番最後に「転用計画」というのがございます。そこへ真砂土が400㎡、それから「採石」の「採」という字が違っているのではないだろうか。砕くという字ではないだろうかと思ひます。せっかくの審議の中の間違ったものは訂正すべきだと思ひまして、ご意見を申し上げました。

議長

ありがとうございます。

●●常任会議員さん、ご理解いただけましたか。

●●常任会議員 分かりました。

それと、先ほどの転用計画のところ、真砂土、碎石等書いてありますが、全て単位が「㎡」になっております。これは「m<sup>3</sup>」の間違いですので、ご訂正をお願いいたします。

議長 ご理解いただけましたか。

ほかにご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

常任会議員 (質疑、特になし)

議長 ご質問がないようですので、採決に入ります。

第2号議案につきましては、「諮問のとおり許可されることに異議ない」旨、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

常任会議員 (挙手) 【挙手の数の確認】

議長 挙手全員でございます。よって、第2号議案は「諮問のとおり許可されることに異議ない」旨、答申いたします。

審議事項につきましては、以上で終了させていただきます。

農業委員会の方々には大変ご苦勞様でした。

それでは、情報提供に入らせていただきます。

「全農広島県本部が運営されている J A西日本営農技術センターについて」全国農業共同組合連合会の広島県本部、●●本部長様に本日のお話をお願いしたいと思います。

●●様、どうぞよろしくお願ひいたします。

●●本  
部長

全農広島県本部の●●でございます。先般の常任会議において、われわれが行っておりますJ A西日本営農技術センターの取り組みについて、事例報告をしてほしいというリクエストがございましたので、それにお応えして、このようなかたちで、本日、時間を拝借いたしまして事例発表をさせていただきたいと思っております。

資料としては2個ほどご準備しております。「J A西日本営農技術センター」というパンフレットと「完熟こだわり健肥」というリーフレットでございます。

「J A西日本営農技術センター」という冊子をご覧くださいますと、ここに写真として全容を載せております。場所からいえば、裏のページを見ていただきますと、山陽道●●インターから車で5、6分の所に位置しております。もともとわれわれの総合物流センターというかたちで、今でも中央配送センターとか日用雑貨の配送センターの基地を持っておりますが、その場内です。大きな面積で造成してございまして、ここを活用するというようなかたちで、ここ5年間かけて取り組んでまいりました。

最初に、これまでの経過ですが、まず平成18年度に「土づくりからの広島農業再興プラン」というものを策定しました。その中で販売部の強化なり、担い手の育成支援なり、営農指導対策の強化と、この三本柱を立てたわけでございます。

「土づくりからの広島農業再興プラン」というのは、例えば稲を植えます、米を作ります、キャベツを植えます、トマトを植えます、それぞれの作物が要求する環境というのは全て異なるわけです。それを科学的に、まず土壌をきちんと分析しましょうということ、土壌分析が最初にまいりまして、物理性と科学性両面にわたっての分析をいたします。物理性というのは、いわゆる三相分布と分かれるものです。気相、液相、固相と言われる、この三つがバランス良く保たれていないと、なかなかその植物体がうまく成長してくれない。

加えて、科学的に窒素やリンなり、さまざまな栄養素の過不足についてきちんと分析をした上で、それらの作物に最適な環境を準備しましょうと。そうした上で、作物の栽培にかかっていきたいと思いますというのが「土づくりからの広島農業再興プラン」でございます。

平成18年度に、そういうプランを策定しました。19年度に、どうしても高度な土壌分析をするための施設が必要だということで、われわれは宇品に広島県製肥という子会社を持っておりますが、その場内にJ A西日本肥料研究所を設立しま

した。そこで、西日本でも有数の土壌分析センターとして研究所をつくりました。

それから平成21年度に、いわゆる特異性を改善していくためには、どうしても完熟堆肥までいかななくてもいいのだと思うのですが、いわゆる園芸作物の場合には完全に熟した完熟堆肥がどうしても必要だということで、安芸高田市の●●市長のご支援もありまして、高宮の方に高宮堆肥センターをつくりました。ここで、いわゆる完熟堆肥「こだわり健肥」と称しておりますが、この製造に着手したということでございます。

それについては、別で「完熟こだわり健肥」というパンフレットをお配りしております。これを見ていただきますと、理屈より実績ということで、使用事例として二つほど載せております。

一つは「わけぎ」です。わけぎというのは、広島県では長い間、全国トップの生産量を誇っておりましたが、実はここ2年ほど和歌山に抜かれまして、今、全国2位に転落しております。かつては10億円以上あった販売額が、今は7億円ぐらいしかないという状況ですが、瀬戸内海沿岸の島しょ部で多く栽培されています。

瀬戸内海沿岸の島しょ部の特徴としては、砂質の土壌で、なおかつ肥えもちが悪い、当然ですが水もちも悪いという所です。それに基づいて肥料のバランスをきちんと調整した結果、土づくり1年目、土づくり2年目というかたちで収量の推移を調べております。

土づくり1年目は、いわゆる1aあたりの収量が慣行区に比べて20%ほどアップしたということで、その右側に慣行区と試験区の10株ずつをまとめた写真を載せておりますが、明らかに一本一本が太く長く、収量が格段に上昇している効果をご覧いただけるかと思えます。

また同時に、わけぎは葉っぱの先が枯れる、いわゆる葉先枯れというのが大変問題になっておりました。これについても、実は慣行区に比べて77%葉先枯れが発生しないという結論も得ることができました。

さらに、その同じほ場で土づくり2年目というかたちで試験しますと、今度は収量が実に28%、1年目は20%ですが28%もアップするというので、右側にその証拠写真もつけています。本当に最適な環境で栽培することによって、これだけ植物体が本来持っている能力を十二分に発揮して、最大収量、最高品質が実現できるという実証事例でございます。

なおかつ、これは鮮度保持試験を行っております。ここには記載していませんが、いわゆる店頭へ並べて、何日間わけぎが元気なままかという鮮度保持試験です。1週間ぐらい、5日ぐらいでしたか、ちょっと記憶の世界ですから申し訳ありませんが、慣行品に比べて鮮度の時期が長いというようなこともございます。

そういうことで、現在、地の力、地力わけぎというかたちで差別化しており、京都、京阪神方面を主として出荷をかけておりますが、単価が10%から20%高いというかたちで取引しているという実態です。

また、併せて、右側にアスパラガスを使った事例も載せております。それによると、こだわり健肥で堆肥マルチを行うことで地温を維持していると。完熟しておりますから堆肥が本当に真っ黒の状態です。したがって保温効果、地温を維持する効果がございまして、それによって春芽の増収が図れるということでございます。

したがって、いかに早く単価の高い時期に春芽を多く取って出荷していくかということが極めて収益性の面で重要なわけですが、春芽の収量効果ということで、慣行区、こだわり健肥、マルチプラスビニール被覆というかたちで、このとおり春芽の収量が大幅にアップしているという姿を見ていただけるかと思えます。

それから、秋口の収穫が終わった後に根っこの糖度を測ることによって、翌年の収量が予測できるというものでございます。これも既に試験済みで、その右側の方に書いてありますが、10度でありますと翌年度収量は10a当たり0.5tという予測値です。これが20度になりますと1.5tです。

広島県のアスパラガスの平均収量は、露地物で500kg～550kgです。熊本辺りにいきますと、露地物でも1.5t、ハウス物で4tという成績ですが、広島県は格段に単位当たりの収量が低い。仮にこれが単位1,000円としても、0.5tでは単純に50万円にしかありません。1.5tでは150万円です。

販売高は3倍違います。露地で10a当たり100万円以上、施設物で10a当たり500万円以上というのが基本的な目標ライン、販売高ですが、それをきちんと達成していかないと、やはり後継者もできない。そういうことで、逆に最大収量、最高品質を目指した取り組みというかたちで、アスパラガスについても、こういうかたちできちんとした成果が出つつあるというふうに思えます。

資料6に戻ってください。

こうした取り組みを実証していくということで、平成21年度に県本部3か年計

画におきまして、生産者手取りの最大化というのは、いわゆる最大収量と最高品質ですが、このことによって生産者手取りの最大化を目指すということで、実験農場開設という基本方針を掲げました。平成22年度に、試験的に第1工事分として20aの農場を整備しました。

また同時に、JAの営農指導員の人材養成支援というかたちで、JA施肥アドバイザー資格認証制度を制定し、アドバイザー養成をこの年から開始しました。

平成23年度には、一応、名称とすればJA西日本営農技術センターを開設しております。同時に2期工事として、県域基幹作物でありますアスパラガスの試験ほ場を1haほど場内に整備しました。

またアドバイザーの上級者、アドバイザー認証者の中から、一定の知識なりがある方を対象として、JA施肥マスター資格認証制度を開始しました。6JA7名の認定をしました。平成24年度は、現在16名が研修中です。合計23名が現在研修中、もしくは認定済みというかたちで、60名程度を5年以内に認証していこうということで、JAの営農指導員養成講座をスタートしております。

同時に、認証を受けて、そのまま帰ってJAで日常業務に携わっていれば、つつい忘れてしまうというのもございますので、この施肥マスターに対しては、タブレット型の携帯端末を全農の方で無料貸与しております。横の連携、それからさまざまな情報交換がタイムリーに個人のパソコンに必要な情報がいくと。同時に、マスターの方から私どもの方にも情報が返ってくるというかたちで、フルタイムで情報交換ができるような仕組みを構築し、施肥マスター制度を運用しております。

それから、平成24年度に第3期工事として、トマトほかの実験ほ場として1haを整備しました。この7月20日にオープニングセレモニーをしたということです。

1枚戻っていただきまして、中開のページです。「概要」ということで中段以降ですが、目的とすれば、先ほども言いました県内主力作物の安定的な生産体制、すなわち最大収量、最高品質を求めて、その上で農業モデルを構築するのだと。そのための生産補完なり、技術開発なり、技術の蓄積を、この農場が受け持ちます。

その農場では、JAなり県域営農指導員の技術習得・技術開発・技術蓄積、あるいはJAグループ広島の人材養成、あるいは生産者、後継者、担い手の新規就農に向けた支援農場、こういう位置づけをいたしております。

施設の大きさとすれば、合計2.2haございます。内訳は、パイプハウスが25棟で約5,000㎡、露地が17,000㎡という構成です。それに事務所なり会議・研修室、土壌・作物分析室、出荷・集荷センターというようなものを兼ね備えた農場です。その配置なり、整備した経過なりについては、右側に第1期、第2期、第3期というかたちで赤い点々で囲っておりますので、それを見ていただければと思います。

主な試験内容ですが、アスパラガスからずっと、ミニトマト、フルーツパプリカ、ピーマン、大豆、スイートコーン等々を記載いたしております。

まずアスパラガスですが、1haです。ハウスが32a、露地が68aです。品種とすればウェルカム、スーパーウェルカム、紫、この3種類の食材を出しております。その中で減化学肥料、減農薬栽培、あるいは超省力施肥技術等々しっかりやっているとこのころです。

ミニトマトは第3期ほ場の方でやっておりますが、これは15aです。新品種の試験というかたちですが、アンジェレとかオスカーとか、コロコロ、ティティというような聞き慣れない名前ばかりの品種です。実は、広島ということではなくて全農として、世界第2位の農薬メーカーでありますシンジェッタと提携しており、シンジェッタが世界最先端の農業技術でありますオランダに試験場を持っております。そこから直接種子の提供を受けているということで、まだ日本に入っておらず、今後成長が見込まれるような品種を中心に新規作物を導入しているというところではあります。

ミニトマトのアンジェレですが、昨年第1回目の試験栽培を、わずかな面積ですがやりました。実は糖度14度まで上がりました。本当にトマトの食感ではない、ほとんど菓子というか、そういう感覚で食べられるような、食感もまったく違うというものです。

こちらは、皆様お馴染みの石川佳純でございます。19歳、158cm、51kgが公表だそうです。見事、シルバーメダリストになりましたが、石川佳純は昨年の7月から所属が全農になっていまして、オフィシャルスポンサーということで全農が後援しているということです。

その石川佳純選手も、このアンジェレを食べて大感激したということです。リコピンなり、フラボノイドなり、要はカロテノイド系の一種、ポリフェノールだったり、そうした抗酸化作用を持つ物質が非常にアンジェレには多く、発がん抑制なり

美容効果が高いということで、石川佳純にぴったりのアンジェレでございました。

こうしたアンジェレに加えて、もう一つはガス加温器を、今年、このアンジェレの試験栽培に設置する予定でございます。普通は重油なり石油なりを燃やして暖房していますが、ガス加温器を使いたいということで、ガス加温器設置の周年栽培をもくろんでおります。

なぜかと言いますと、ガスは燃焼した時にCO<sub>2</sub>が発生しないのですね。二酸化炭素が発生しない。カーボンが全く出ない。CO<sub>2</sub>、二酸化炭素等が微量しか出ないということで、二酸化炭素をハウスの外に出さずに、ハウスの中でCO<sub>2</sub>濃度を2,000から3,000ppmに高めて、いわゆる炭素増加作用を促進させて、収量アップと栽培期間の短縮でどれだけの経済効果が得られるか。こういう試験をやるようにしております。

フルーツパプリカも4aほどやっておりますが、これも日本に入っていないバレンシアとかスーザン、オルベルという品種でございます。スイートコーンあたりも、ジャンボコーンでありますと、1本が500gになると言われておりますが、そんな品種の試験栽培をやっているということです。

それ以外にも、わけぎについて、いわゆるウイルスフリーの苗の生産ですね。生産者が栽培上困っているということで、ウイルスフリー苗を和歌山の農林センターから仕入れまして、増殖をやった上で、来年ぐらいから生産者に提供できるかなというふうに思います。ウイルスフリー種子の生産、あるいはニンジンの生産、ベータカロチン、糖度の高いニンジンの生産であるとか、そんなことを今取り組み始めたところです。

私どもは、こうして得られた試験データ、技術を、今後、産地の方に持ち込みまして、そこできちんとした契約栽培のかたちでやりたいと。もう契約以外ではやりませんので、きちんとした約束ができる所と契約栽培を組んでいきたい。こうしたかたちで、広島県農業をもう一度活性化していきたいという思いを込めながら、西日本営農技術センターで取り組んでいる概要等を申し上げておきたいと思っております。以上です。

議長

ありがとうございました。

ただ今の●●本部長さんからの説明、また営農技術センターの中身を抜粋してい

ただきましたが、皆様方の方からご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

●●常  
任会議  
員

質問していいかどうか分かりませんが、あまりにすごいことをされているので。実は20日に、●●会長さんが地元でありながら東京へ行くと、それどころではないということで、私の方へ、話があったわけです。私も興味はあったのですが、ちょっと遠いので、まあ行こうといったところが、開所式だということで、私は行かせていただきました。

それで、一つ引っ掛かるというか、私の思いがちょっとおかしいのかも分かりませんが、これが一つの農業、基本的な学校というか、教授を受けるところのセンターだというような思いがします。それで、せっかくあそこに出すにしても、かなり歴史がありますし、ネットワークもありますが、トマトについては新品種ということで、たくさん試してくださったのですが3個いただきました。糖度は14度ということで、トマトの14度ということは、これはすごいと思いました。

●●本  
部長

今年のは14度までありません。

●●常  
任会議  
員

いやいや、思いました。ただ3個のうち、いろいろ糖度が違っておりました。私の舌が少し違ったのかと思うのですが、これだけのものをやろうということは、ここでしっかりと教育を受けた者が、地方へ、そのリーダーというか、昔でいう普及のための職員が派遣されているということですが、この元というものは、いわゆる本当の教育をするためのものは外国人を入れているものか、日本の従来経験者というか、それにしっかりした者を中核において、やっているのか、それをちょっと聞きたいと思うのですが。外国人は入っているのかという話です。

●●本  
部長

今のところ、外国人は入っておりません。実は平成18年度に、われわれ全農というのは、JAと機能分担がありまして、例えば肥料専門の技術者と農薬専門の技術者はいますが、栽培技術者はいませんでした。その栽培指導、営農指導はJAというのが基本的な棲み分けなのですね。それで、平成18年度に、その事実には

愕然としました。畜産でも、全農系の方の職員が技術指導をするのは当たり前の話だったのですね。

それから、●●先生がそのような本を出されている人が、実は九州熊本の方でエーエムエル農業経営研究所というのを開設しておりますので、そこへうちの職員を、8カ月送り込みまして、基礎的な研修をさせました。長期講習は2名です。あと短期はもう何十名かやっていますが。

そこで基本的な技術を学ばせて、広島県内でアスパラガスやわけぎを使って実証試験を繰り返し、一定の増収効果が期待できるという段階で、初めて今回の営農技術センターの工事に関わったということです。したがって、広島製の技術でございます。

●●議長 ありがとうございます。  
ほかにご意見、ご質問はございませんか。

●●常任会議員 素晴らしい施設ですが、一点だけ。ちょうど山の中腹といいますか、切り開かれて作られているものですから、水の方はどのような環境で、これがなっておられるのか。面積は広大だし、水はあまりないような所に見えたものですから、その辺を教えていただければと思います。

●●本部長 今のセンターと、その上がってくる道路がありますね。あその間に田んぼがありますね。その山際に小さな小川が流れています。そこの近くにボーリングをしまして、ボーリング水です。湧出量等々計算して、2.2haを十分に賄えるという計算をした上でやっております。

上に貯水タンクを入れてありますので、基本的にはそこに貯水をした上で、そこから安定的に水を農場に配るというかたちです。

議長 そのほか、ございませんか。

常任会 (質疑、特になし)

議員

議長

ないようでございます。●●本部長様、大変貴重なお話をありがとうございました。もう一度、拍手をお願いしたいと思います。

常任会

(拍手)

議員

議長

センターの取り組みは、私たちからすれば多くの次の世代の人材育成につながればと思っているところです。

続きまして、次回のテーマについて、皆様からご提案、ご意見がございましたらお願いいたします。

常任会

(意見、特になし)

議員

議長

ご意見がないようでございます。

次回の情報交換につきましては、事務局の方から案があればお願いいたします。

事務局

私どもの方で、今回は南部の方にとりまして柑橘の関係でもいいかなというふう  
に考えまして、広果連の●●専務さんをお願いしているところでございます。

広島県果実農業協同組合連合会さんが実施されております農業経営者育成という  
ことで、新規就農を目指す若者を育成するということに、今、取りかかっておられ  
ると聞いております。その概要について説明をいただければと思いますので、よろ  
しくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

来月につきましては、先ほど事務局が申し上げましたとおり、情報交換をさせて  
いただきたいと思います。

以上で本日提案させていただきました案件は、全て終了いたしました。

会務全般にわたって、皆様の方からご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

常任会  
議員

(意見、特になし)

議長

ご意見はないようでございます。

次回の常任会議員会議は、9月18日火曜日 午後1時30分から、当「土地改良会館」で開催いたします。

これをもちまして、本日の会議を終了いたします。

会議員の皆様方にはご協力大変ありがとうございました。

14:36【終了】

